

○犯罪が起きにくい社会づくりの推進について(通達)

(平成 22 年 10 月 1 日岡生企第 1184 号／岡務第 688 号／岡地第 395 号／岡刑企第 381 号  
／岡交企第 502 号／岡公第 216 号警察本部長例規)

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

平成 14 年に県下の刑法犯認知件数が戦後最多を記録するなど治安が急激に悪化したことを踏まえ、平成 15 年 1 月以降、街頭犯罪等抑止総合対策を県警察の最重要課題に掲げ、組織の総力を挙げて同対策に取り組んでいるところである。

各般にわたる取組みの結果、県下の刑法犯認知件数は平成 15 年以降 7 年連続して減少しているが、本年に入ってから殺人放火事件やコンビニエンスストア・金融機関を対象とした強盗事件等の凶悪な事件が相次いで発生しているほか、県民の身近な犯罪であるひったくりや新たな手口の振り込め詐欺、あるいは、凶悪犯罪の前兆ともいえる子どもや女性を対象とした声かけ・つきまとい事案等が後を絶たず、また、より重い犯罪へのゲートウェイ犯罪である万引きや自転車盗が高水準で推移するなど、県民に真の安全・安心を提供すべき警察に課せられた課題は山積している。

このような情勢の下、日本が「世界一治安の良い国」と言われた昭和期(S48～49 年ころ)の治安水準(19,000 件／年間)に回復させるためには、引き続き相当の努力を要する。

今後は、これまでの成果を確実に定着させながら、犯罪抑止総合対策を更に推し進め、真に犯罪が起きにくい社会を実現しなければならない。

そのためには、現在推し進めている各種の施策が、本来あるべき正しい内容になっているか、また、効果的に実施されているかを点検し、不備や不合理があれば改善しなければならない。さらに、子ども、女性、高齢者等の犯罪被害に遭う不安を感じている人々や県民に身近な犯罪や困りごとに対して、官民連携による各種のネットワークが社会各分野の各層に漏れなく整備されているか、また、防犯関連情報が円滑にやり取りされるなど有効に活用されているかを点検し、手付かずの分野があれば新たに整備し、運営に問題があれば改善しなければならない。

また、かつて、犯罪抑止に重要な役割を果たしてきた地域社会における連帯感や絆〔きずな〕、あるいは家庭や地域社会における規範意識といった機能が、時代とともに弱体化してきており、その再生を図らなければ治安の改善はおろか、再悪化が危惧される状況にある。

犯罪が起きにくい社会の実現に向けて、これからが正念場である。各位には、特に、下記の点に留意の上、各警察署の管内実態に応じた取組みを強力に推し進め、目的完遂に遺

漏なきを期されたい。

記

## 1 重層的な防犯ネットワークの整備

社会各分野の各層にネットワークがきめ細かく整備されていれば、日常生活や社会活動において犯罪被害に遭う不安を感じている人々や事業者に対して、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供することができるだけでなく、事件・事故が発生した場合には、警察に対して迅速に通報や連絡をしてもらうことができる。例えば、女性、子ども、高齢者等は、性的犯罪、福祉犯罪、振り込め詐欺、リフォーム詐欺等の犯罪被害に遭う危険にさらされているが、適切なネットワークが整備されていれば、警察や関係機関・団体は、相互に協力連携して、彼らを保護し支援することができる。

ネットワークの構築については、これまでも、鋭意進められてきたところであるが、どのような目的でどのような対象をカバーすべきかについての明確な認識の下、必要なネットワークが必要なところに構築されていなければならない。そして、運営に当たる事務局の責任と権限を明確にし、ネットワークの活用促進を図らなければならない。

また、警察部内はもとより、自治体、地域住民、事業者等によって構築されているネットワークについても、必要に応じて活用できるよう調整されたい。

## 2 社会の規範意識の向上と絆の強化

平成14年をピークに犯罪が急増した根本的な要因として、かつて犯罪抑止に大きな役割を果たしてきた地域社会の連帯感や絆、人々の高い規範意識が、時代とともに弱体化してきたことが挙げられる。犯罪抑止総合対策をスタートさせて7年余、刑法犯認知件数は確実に減少しているが、当該要因はいまだ解消されていない。

社会の中に高い規範意識と強い絆が根付いていなければ、犯罪が起きにくい社会を実現することはできない。また、刑法犯認知件数の7年連続減少等これまでの犯罪抑止対策の成果を維持することも難しい。

小さな違反や犯罪を安易に見過ごしにすることなく、中身に応じて、見咎めるべきを見咎め、心からの反省を促すことによって、規範意識の向上を図らなければならない。そのためには、まさに、官民を問わず社会を挙げた取組みが必要である。例えば、近年、万引きが少年から高齢者まで各層に広がっているが、その背景にはたかが万引きといった風潮があり、これを払拭し規範意識を向上させるためには、警察を始め行政や教育が感銘力のある取締りや防止対策に取り組むとともに、被害店舗が全件を届け出、防犯ボランティアが広報啓発活動を展開するなど、総合的な取組みが必要となる。交通ルールの遵守、サイバー空間におけるマナー向上、少年の非行防止や薬物の乱用防止の取組みもまた同様である。

また、犯罪が起きにくい社会を実現するためには、特に、社会から孤立し疎外されていると感じている人々、支え合う家族や仲間のいない人々や社会のどこにも居場所のない人々の存在に留意し、そういった人々を支援するための幅広い取り組みが必要である。例えば、少年の居場所づくりや高齢者世帯への訪問支援、定住外国人をめぐる共生環境の整備等を推進しなければならない。そのためには、官民を問わず社会を挙げた取り組みが必要となる。強い社会の絆は、そういった取り組みを通じて培われる。

また、公共空間等の安全を見守る防犯カメラの設置拡充と青年・壮年を含む県民各層の参加する防犯ボランティア活動は、直接又は間接、社会の規範意識の向上と絆の強化に資する重要な施策であり、一層の促進支援が必要である。